

令和 7 年度 保育係関係主要施策について

事業名 (事業発足年度)	予算額、 補助率等 (単位:千円)	実施主体 補助基準額等	事業概要
1 子どものための教育・保育給付費県負担 (平成27年度)	13,325,065 (県単独)	市町村	子ども・子育て支援新制度で創設された「施設型給付費」及び「地域型保育給付費」として、県費義務負担を行う。 【負担割合】 2号認定子ども：国1/2、県・市町村各1/4 3号認定子ども：国 60.00/100 県・市町村各20.00/100
2 施設型給付費等補助 (平成27年度)	1,446,073 (県単独)	市町村	1号認定子どもにおいて、子どものための教育・保育給付費負担のうち地方単独費用分を補助する。 【負担割合】 県・市町村各1/2
3 子育てのための施設等利用給付費負担 (令和2年度)	138,767 (県単独)	市町村	幼児教育・保育の無償化の導入に伴い創設された「施設等利用給付費」として県費義務負担を行う。 【負担割合】 国1/2、県・市町村各1/4
4 子育て環境づくり推進 (平成18年度)	8,500 (県単独)	市町村 1施設当たり 2,000千円 ～ 5,000千円未満	就学前の幼児教育・保育における良好な子育て環境づくりを支援するため、民間の保育所及び幼保連携型認定こども園が保育環境を改善するための整備を行う場合に補助する。 【負担割合】 県1/2、市町村・事業者各1/4
5 認可外保育施設支援 (平成13年度)	5,802 (県単独、一部国1/2)	認可外保育施設 ・市町村 (中核市除く)	次のすべてに該当する認可外保育施設に補助する(但し、(4)～(6)は届出施設であれば以下の要件に関わらず補助対象とする)。 ・年度当初((1)「保育士配置充実事業」は各月初日)に入所児童10人以上で、かつ3歳未満児入所割合が2割以上(「(2)健康診断」には適用しない) ・保育時間1日8時間以上 ・「群馬県認可外保育施設指導監督基準」に適合
(1) 保育士配置充実 (平成13年度)	3,486 653	年額 1,743千円 年額 ・435千円 (2時間) ・871千円 (4時間)	最低基準のほかに1名保育士を配置する施設に補助する。 11時間の開所時間を超えて延長保育を行う施設に補助の加算を行う。(長時間保育分) 【負担割合】 県・市町村各1/2
(2) 健康診断 (平成13年度)	161	1人 2,940円	入所児童に対する健康診断費に補助する。 【負担割合】 県・市町村各1/2
(3) 保育所等事故防止推進事業 (平成31年度)	750	1か所当たり 500千円	保育中の事故防止を図るために必要な備品等の導入費用に補助する。 【負担割合】 国1/2、県1/4、事業者1/4
(4) ICTを活用した子どもの見守り支援事業 (令和5年度)	300	1か所当たり 200千円	GPS等を活用した見守りサービスなどの安全対策に資する機器等の導入費用に補助する。 【負担割合】 国1/2、県1/4、事業者1/4

事業名 (事業発足年度)		予算額、 補助率等 (単位:千円)	実施主体 補助基準額等	事業概要
	(5) 登降園管理システム 導入支援事業 (令和5年度)	300	1か所当たり 200千円	園児の登園及び降園の管理に関する機能を有する機器の導入費用に補助する(ただし初期費用に限る)。 【負担割合】 国1/2、県1/4、事業者1/4
	(6) 性被害防止対策に係る設備等支援事業 (令和6年度)	150	1か所当たり 100千円	パーテーションやカメラなどの性被害防止対策に資する設備の購入・更新費用に補助する。 【負担割合】 国1/2、県1/4、事業者1/4
6	認定こども園整備事業 (平成21年度)	36,258 (国10/10)	県	幼保連携型認定こども園が幼児教育に必要な遊具・教具・運動用具・保健衛生用品を購入するために要する経費を補助する。 【負担割合】 国1/2、事業者1/2
7	保育充実促進費補助 (平成10年度)	143,976 (県単独)	市町村 (中核市を除く)	低年齢児の処遇改善や食物アレルギー対策等、地域社会の要望に即応した保育体制の確立を図るため、市町村が行う保育事業に要する経費に補助する。 【負担割合】 県・市町村各1/2
	(1) 低年齢児保育 (昭和49年度)	135,876	・4:1達成 16,400～ 8,600円 ・5:1達成 月額10,900円	入所児童のうち1歳児が1人以上の民間保育所及び認定こども園に補助する。 1歳児の保育士配置を基準の6:1から4:1に充実するための経費を補助する。 当面は5:1補助も維持。
	(2) 食物アレルギー対策 (平成27年度)	8,100	年額100千円	保育所及び認定こども園において、安心・安全な給食の提供を行い、食物アレルギーに係る事故を防止するため、組織体制の強化、給食設備等に係る経費の一部を補助する。
8	第3子以降3歳未満児保育料免除事業費補助 (平成27年度)	316,501 (県単独)	市町村	県内で家族を増やし、子育てする世帯の経済的負担を軽減するために、認可保育所、認定こども園及び認可外保育施設等を利用する第3子以降の3歳未満児の保育料を無料化する市町村に対して補助する。(認可外保育施設利用者は、認可保育所を利用した場合の相当額を補助) 【負担割合】 県・市町村各1/2
9	医療的ケア児保育支援事業 (令和4年度)	33,382	市町村	医療的ケア児が、保育所等の利用を希望する場合に、受入れが可能となるよう、保育所等の体制を整備し、医療的ケア児の地域生活支援の向上を図ることを目的とし、市町村が行う保育事業に要する経費に補助する。 【負担割合】 国1/2、県1/4、市町村1/4 (国2/3、県1/6、市町村1/6)
10	教育・保育のキャリア アップ研修等 (平成29年度)	27,325	県社協 (委託)	保育士等の資質向上のための研修を群馬県社会福祉協議会への委託により実施する。 【負担割合】 国1/2、県1/2
11	小中学校等のデジタル基 盤整備事業(令和7年 度)	50,000	県	保育ICTシステムと感染症システムの連携機能を実装し、保育施設にて実証を行う。保護者からの欠席情報を感染症システムに自動連携する。 【負担割合】 国3/4、県1/4